

第1回 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 会議録	
開催日時	平成26年5月23日(金) 13時30分～15時30分
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第22会議室
議 題	1 開会 2 案件 ①奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて 3 その他 4 閉会
出席者	委 員 澤井 勝 会長、中川 幾郎 副会長、 伊藤 俊子 委員、梅林 聡介 委員、辻中 佳奈子 委員、 中川 直子 委員、福尾 和子 委員、室 雅博 委員、 渡邊 新一 委員 【計9人出席】
	事務局 今西市民活動部長、澤野井市民活動部参事、 堀内協働推進課長、園部地域活動推進課主幹 高塚地域教育課主幹、事務局(協働推進課)
開催形態	公開(傍聴人0人、報道関係者0人)
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度の審議会のスケジュールについて、原案どおり進めていく。 地域コミュニティ支援については、奈良市自治連合会の『地域自治組織の検討に関する中間報告書』に基づき、条例改正に向けた審議を行う。 NPO支援については、協働事業提案制度について検討を行う。その詳細については、「市民からの提案制度」と「行政からの提案制度」という二本立てで協議し、併せて市民公益活動団体への補助金の交付窓口一本化についても検討する。
担当課	市民活動部 協働推進課 まちづくり推進係
議事の内容	
1 開会	<ul style="list-style-type: none"> 事務局より、今年度より協働推進課にまちづくり推進係が新設され、審議会を担当する旨、報告した。 梅林委員より奈良市自治連合会の役員改選に伴う審議会委員交代予定の報告があった。次期委員は中口氏(奈良市自治連合会副会長)。
2 案件	①奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて
〔質疑・意見の要旨〕	
中川副会長 早速だが、案件の「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例	

の見直し」を審議するにあたっての平成26年度のスケジュールを事務局からご説明をお願いしたい。

堀内課長

「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直し」についての、平成26年度スケジュールを説明させていただく。お手元の資料1をご覧いただきたい。今回を含め条例改正に向けた審議を7月まで3回予定している。

条例の見直し素案を審議会からご提案をいただき、7月中旬以降パブリックコメントをかけ、その結果を受け第4回審議会で改正案を決めた後、市長に答申していただく予定である。その後、12月市議会に条例案をご提案し、条例改正の議決を仰ぎたいと考えている。スケジュールについては以上である。

－澤井会長入室－

中川副会長
全員

今のご説明について、ご意見、ご質問などあるか。

－質問なし－

中川副会長

次に、当審議会としての地域自治協議会の定義及び位置づけ等の条例への明文化、補完についての審議を、今年2月に奈良市自治連合会から奈良市に提出された『地域自治組織の検討に関する中間報告書』に基づき進めてもよろしいか。

全員

－異議なし－

中川副会長
堀内課長

それでは、次に事務局から資料2についてご説明願いたい。

資料2については2月に奈良市自治連合会から提出された中間報告書の中で、市民参画及び協働によるまちづくり条例の改正案が記載されており、現行条文と改正案の対比表を作成している。なお、改正案の文言については、法制的なチェックを済ませている。同じく、資料2-2、2-3は、地域自治協議会の条文に伴う規則案となっている。ご審議のほどよろしく願いたい。

澤井会長

資料2の改正案について、地域自治協議会の定義や位置づけ、補完すべき規定など何かあるか。ご意見をお願いしたい。

室委員

前回、検討委員会に丸投げするような形で、この中間報告を待ってどうするかを考えるとということだったが、このたび中間報告が出されたことを知らなかったので事務局に催促して送ってもらった。この中間報告書の内容について簡単に説明してほしい。

澤野井参事

昨年7月24日に奈良市自治連合会内に（地域自治協議会検討委員会が）立ち上げられ、（その検討の結果として）中間報告書が今年の2月に提出された。その概略を説明させていただく。連合会で毎月議論された地域自治組織の定義については、資料2-1の「改正後」にそのまま挙げさせていただいている。この条例については個々の団体についての役割は定められているが、（これまで定められてい

なかった)地域の包括的な組織については、「改正後」の第2条第8号に「地域自治協議会」の定義として挙げられている。

中間報告書(の流れ)としては、(第1章で)組織の定義を述べ、(第2章では)先進市の事例として、伊賀市、八尾市、豊中市を対比して記述されている。それを踏まえ(第3章では)地区自治連合会を対象とした調査をもとに、奈良市の地区の現状と課題を分析している。

大きな特徴として、奈良市は他市に比べて比較的(地域における各種団体間の)横の連携が取れている地域であり、ある意味、地域自治協議会について取り組みやすいという特徴がある。奈良市において核となる団体は、地区社会福祉協議会、地区自治連合会、自主防犯防災組織で、これらを中心に地域が成り立っている地区が多いという結果が出ている。今後は、地域自治協議会の設立に向けて、その根拠として、市民参画及び協働によるまちづくり条例で地域自治協議会を公共的団体として位置づける必要がある。

そして協議会への行政からの支援については、条例ではなく規則で細部を定めるとしている。地域自治協議会を公共的団体として認定するための基準については、資料2-2の「地域自治協議会の設置に関する規則(案)」で挙げられている。また、その認定した団体への具体的な支援方法についての規定は、資料2-3の「地域自治協議会の支援に関する規則(案)」に挙げられている。ただ、これはあくまで中間報告書であり、今後、(連合会と市が)協働で考えていくため、市が地域自治協議会を支援団体として位置づけるための改正案が挙げられているまでである。以上、概要を説明させていただいた。

室委員

ありがとうございます。昨年度、地域自治協議会を設立していくことが必要であり、具体的な内容はともかく審議会としての一定の考え方を中間報告(提言)の中に書くべきだと私は提案させていただいたが、皆さんの賛同を得られなかった。しかしながら、この中間報告書を読んだ感想であるが、非常によくまとまっているというのが私の感想である。この中間報告書のまとめに中川副会長は関わっておられたのか。

中川副会長
室委員

関わっていない。

今後どうするかはまた後から議論させていただくが、2点目として、この中間報告書の中に、「行政にコミュニティ政策がない」とやや消極的に書かれていた。しかし住民側からすれば、行政にコミュニティ政策があろうとなかろうと、地域のごことは地域でやっていくという意味で、行政を少し否定するような感じがしたのが2つ目である。

3つ目は奈良市自治連合会の中間報告書でいきなり条例の改正案や規則案まで提起されたので、エッと思った。我々審議会がどのようにしていくかというのが基本であり、1つの参考意見として出されたというのは了解している。

質問が2点ある。1つは今回は「中間」報告書だが、「最終」報告書がいつごろどのような感じに出される予定なのか。もう1つは、現在でも地域担当職員制度があったと思うが、この規則案でも触れられているが、現状として十分機能しているのかどうか、この2点を質問させていただきたい。

澤野井参事

これは奈良市自治連合会の中間報告書である。(地域自治協議会についての検討は)奈良市自治連合会の来年度の事業計画の3本柱の1つと考えられている。地域自治協議会の設立に向けて議論していく中で、まだ確定ではないが、最終報告書を今年度中にまとめるということが提案されている。来年度の事業計画において、地域自治協議会設立に向けての取り組みとして、モデル地区の選定を検討されている。

室委員

「来年度」というのは今年度のことか。

澤野井参事

今はそうなる。①モデル地区を選定すること、②市と連携しコミュニティ政策を確立させていくこと、③この審議会に連合会の意見を示していくこと、④地域自治協議会の設立に向けてのサポートをしていくことの4つが今年度の方針である。(1地区新たに設立されたことで)地区自治連合会が48地区から49地区に増えた。住民自治とはいえ(地区により自治会加入率や地域における連携の)差はあるが、そこは同じような形でサポートしていくということで、今述べた4つの方針を掲げられている。

(最終)報告書(の作成)については、現時点での事業計画案では記されていない。十分な議論を一番の柱にしていくということだけである。

また、地域担当職員制度についてであるが、現在は地域活動推進課で自治連合会を中心とした各種団体の支援をさせていただいている。しかし、地域自治協議会のこともあり、その(課題の)1つとして活動拠点の問題があるので(地域と)一緒に議論していく。現実には連絡所がある地区とない地区があるなど、(地区によって)非常に支援の差が大きい。そういった点については新しい会長とともに整合性を取りながら、本来の地域支援に横の連携をプラスしていくという方向で議論していく。以上である。

室委員

これからのことは後から質問させていただく。

澤井会長

他にご意見はあるか。

伊藤委員 今頃、何を言っているのかと怒られそうだが、地域に住んでいる一住民として、地域には、現在でも自治連合会や社会福祉協議会、自主防災防犯組織などさまざまな組織がある。地域自治協議会は、そういった組織を吸収して組織されるものなのか、あるいはそうではないのか、そういった点について、自分の中で整理がついていない。今はこのような場に参加させていただいているので、この動きについて知ることができるが、一市民としては、私の地区ではまだまだ浸透していないと感じている。一部、浸透している地区もあるかもしれないが、やはり各地区で検討していくべきである。正直、全然ピンとこない。今ある組織はどうなるのか、喧嘩にならないのかと思う。

澤野井参事 今、伊藤委員がおっしゃった通り、この中間報告書ではあくまでも自治連合会だけの動きである。しかしながら、この地域自治協議会は、地域のあらゆる団体、住民が対象になってくる。こういった動きがあることを知っていただき、設立に向けて努力していただく必要がある。この中間報告書を受けて、市にも（協働推進課内に）まちづくり推進係ができて、全庁的に取り組んでいこうとしており、庁議メンバーを対象とした「奈良市協働のまちづくり推進庁内検討委員会」を立ち上げたところである。（庁内検討委員会を通じて）すべての課が全庁的に関わっていく。というのも、（地域活動推進課所管の）自治連合会だけでなく、他の各種団体もそれぞれ所管する課があるからである。

他にもまちづくり推進係が今後、地域コミュニティ実態調査を行うことで、地域の各種団体にこういった動きがあることを周知する予定である。また地域においても自治連合会を中心に取り組んでいただこうとしている。

今西部長 今は、地区自治連合会に加入している自治会と加入していない自治会があり、また自治会に加入しておられない住民もいる。地域自治協議会が設立されると、あらかじめ定めた概ね小学校区の全住民がその対象となる。そして、今も活動されている既存の団体の役員を中心に執行部が組織され地域自治協議会を作っていこうという動きを想定している。（地域自治協議会は、）自治連合会、自主防災防犯組織、民生児童委員協議会や社会福祉協議会など様々な団体を一緒にした中で運営が行われる。その対象は全住民であるので、わざわざ既存の組織をつぶす必要はないし、協議会の中に部会が形成され、その中で各種団体が活動するというケースが考えられる。地域に合った活動をそのまましていただくことを想定している。

伊藤委員 今は自治会員が減っている。行政が地域の住民に何かを伝えるとき

は、自治連合会が動かないといけないのだが、先日（危機管理課から）配布された防災ハンドブックもしみんだよりに付けて配布されている。自治会離れをしている人たちは、連絡所や郵便局等に行って初めてしみんだよりを手に入れることができる。自治会員であれば、自ずと配布してもらえるが、防災に関するものは、やはり奈良市民全員の手に渡るようにしなければならないと思う。しかし、現実にはそれができていない。ある意味、（自治会に）入る、入らないに関係なく、それに代わるような組織ができるのか、やろうとしているところに委ねて、果たしてそういった成果があるのか、ないのかということも考えていかなければならないと思う。

梅林委員

自治連合会にも課題がある。自治会員も自治会の数も減ってきているので、連合会でも啓発資料を作ったりと暗中模索をしてきたが、なかなか効果が上がらない。これだけ（住民の）ニーズが多様化してくると、どうしても自治会に関心を持つ人が少なくなっているというのが現状である。しかし、例えば子どもが学校に通っているのでPTA活動をしようとか、自主防災防犯組織であってもお年寄りで一人暮らしの人を放っておくわけにはいけないので、この人達のために活動しないといけない、というケースもある。自治会には入っていないがPTA活動をしたり、防災防犯に興味があるので自主防の活動はしたりするなど、自治会に入っていないくても、何らかの形で地域に関わっていただけるものだと考えている。自治会がすべてではないということである。それが地域自治協議会の目指すまちづくりだと考えている。

また、なぜ自治連合会（がこの取り組みを進めている）かということところだが、正直なところ、民生児童委員協議会や少年指導協議会などが他の組織と連携して地域を一つにまとめられるかということ無理がある。それが自治連合会にはできるということである。その地域の自治会をまとめているということもあり、おごり高ぶるわけではなく、やはり我々自治連合会が中心になって進めていかないといけないということになってくる。

要は小さな市役所を各小学校区に作るようなものである。（市でも）庁内検討委員会をこれから立ち上げてやっていただくが、我々自治連合会と庁内検討委員会で協議を行い、活動拠点の確保や人的な支援も含めて今後詰めていかなければならない。実際のところ、地域自治協議会を立ち上げるのはなかなか難しいと思う。（しかし、）課題があれば、市も庁内で1つにまとめ、いずれかの課でが地域と接触するといった仕組みが必要になってくる。そういった意味ではさらに議論が必要になってくると考えている。

いずれにせよ今年度は、奈良市自治連合会としての方針として、(設立準備会やモデル地区といった形での) 立ち上げも含め、地域自治協議会についてさらに検討を進めていこうと考えている。自治会員が減っていくことは阻止できないので、PTAや地区社会福祉協議会、もちろん自治連合会も地域自治協議会の組織に一員として参画し、また協力してもらえる企業やNPOにも参画していただき、全住民が関わっていけるような1つの大きな組織を立ち上げていかなければいけない。自治連合会や自治会だけではとてもではないが、現代の(住民の) ニーズに応えることはできないので、このように進めていきたいと考えている。実際、ある地区の自治連合会ではいつでも(協議会を) 組織できるよう予算取りもされているわけで、具体的に庁内検討委員会と協議し、前に進めていかないといけない。

福尾委員

今年、自治会の役員がまわってきて、4月から自治会の会議に3回ほど出席しているが、地域自治協議会の話は1回も出てこない。そのため、どのようにこの取り組みが進んでいるのかが全くわからない。地区名は伏せていただいて結構なので、例えばある地区ではこのような形で進められている、といった具体的な情報があれば教えていただきたい。

梅林委員

いつでも立ち上げられるというのは、六条校区や佐保台地区であるとお聞きしている。また、私の大安寺西地区では川辺のまちづくり協議会があるが、地元企業や各種団体も含め、県も市も入っていただいております、先日協働推進課長にも出席いただいた。

とは言え、例えば事務所の問題などもある。三笠公民館大安寺西分館にある4畳半の小さな部屋が事務スペースという現状で、この広さではとてもではないが地域全体をまとめていけるような場所ではないし、予算の問題もある。これらは今後の話である。

また、先ほどおっしゃったように、この取り組みに関心を持たれている地区自治連合会もある。よく聞かれるのは「地域自治協議会を作ったら、では地区自治連合会はなくなるのか」という質問である。自治連合会に代わる大きな組織ができるとするならば、自治連合会がなくなってもいいのではないかと個人的には思う。

それに代わる大きな組織が48地区で組織され、協議会の会長同士が相談しながら力を発揮する。市からいただいた交付金を、(皆で話し合っ) 必要なところに使っていき、余ったら市に返す。協議会の会長は、村長や町長のようなものである。ただ、自治連合会長が(地域で一番) 偉い人で、自治連合会が(地域で) 最上の組織である、と考え方をされている方も一部にはおられる。実際に協力してもらえる団体や企業などをまとめ、交付金なども一本化して出して

もらい、そのお金を必要なところに必要なだけ配分していくとなると、自治連合会どころの話ではなく、もっと大きい組織ということになる。こういった議論をしていかないといけない段階であるが、（現状を見ると）まだまだ数年はかかるなど考えている。

室委員

前日も申し上げたが、我々審議会の役割は（自治連合会から）提案していただいた条例改正案を受けて、「それで良い」と言って済むわけではない。参画と協働のまちづくりを具体的に推進していくためには、地域によって条件の違いもあるので、プロセスが一番大事である。どのように進めていくかということを経験していかないといいけない。例えば大阪市のように補助金を一本化して、（組織を）作らなければ補助金をやらないという手法もある。だが、それでは形式的に設置しただけで、実際には機能しないと思うし、それでは困る。そういうことを（奈良市は）やって欲しくはないし、時間をかけてきちんと手順を踏んでいってほしい。例えば宇陀市なら当初は5年の構想であったし、名張市ならもっと長い期間がかかっている。そういったプロセスを大事にすることを前提にしてほしい。地域の取り組みと行政の取り組みについては、中間報告書にも書かれていたが、我々審議会としてもしっかりとフォローしていくことが大事である。

中川副会長

議論を少し整理する必要がある。そもそも地域自治協議会という制度を、条例改正により作るということに、皆さんご異議はないということの良いのか。

全員

－異議なし－

中川副会長

その中で最も大事な自治会についての位置づけは必要条件であるというのが共通認識である。加入率など十分ではないが、自治会、自治連合会を中心に検討してもらい、その結果をふまえ、（我々が審議を行い）条例に反映させていくということについては、昨年度の審議会で既に決定している。そこを蒸し返すことのないようお願いしたい。

次に、（設立に向けた）進め方についてであるが、今、室委員がおっしゃったように、慎重にした方が良いというのは、その通りだと思う。大阪市のような手法は奈良市では絶対通用しないと思っているので、こういった手法は論外であると考え。（全地区）一斉に協議会を設立しなさいという手法は、住民自治の侵害であり、（地域にとっては）大きなお世話である。

神戸市や名張市、伊賀市のように、地域の社会資本が成熟していくように支援する（第0）段階、つながりができてきて設立しても良いなと思って皆が一堂に集まる（第1）段階、一堂に集まってこの

まちを将来どのようにしていこう、そのためにはどうするべきかと議論して、行動の計画ができていく（第2）段階、組織が立ち上がる（第3）段階、組織を立ち上げ色々な事業を始める（第4）段階などがある。

第0段階、第1段階、第2段階、第3段階・・・と段階があるわけだが、どの段階からスタートできるかは、地区によって差がある。非常にまとまりにくい地区もあるが、（だからといって）そういった地区を行政が放っておくというわけではなく、そういったまとまりにくい地区をどのように支援すべきかという検討も必要である。また、各種団体が集まり、ラウンドテーブルを行うといった場合には、行政がある程度会議の「お世話」をしないとイケない。ファシリテーションをしないと、皆が文句ばかり言っていたのではストレスの元になりかねないので、そういった支援も必要である。また、地域の計画を作る場合でも、一般の市民だけでは無理なので、行政のコーディネーターが必要である。それから、組織が発足し行政から補助金が出るという確約が取れた際にも、予算書や決算書、事業計画、場合によっては定款の作り方などのサポートが必要となる。

そこで行政の地域担当職員のあり方が非常に重要になってくる。しかし、梅林委員はご存じだと思うが、考え違いしてはいけないのは、地域担当職員は地域の家来ではないということである。（今後、地域が）自立するためのパートナーであって、地域にあごで使われるようなことがあってはならない。「会議室を手配しておいてくれ」、「会議資料を作っておいてくれ」、「決算書も頼む」、こういったことは断じてあってはならない。そういった意味では、担当職員はベテランを配置しなければ苦しい。

また、全市一律に（取り組みを進める）というのは難しい。かといって弱い地区は放ったらかし、強い地区ばかり支援するというのでは困る。支援の仕方については、ステップに応じた設計図を作らなければならない。これは行政側の課題である。

それから、先ほど伊藤委員がおっしゃった、「協議会ができたなら今の団体は解散すれば良いのか」というご意見について、そのようなことは絶対でない。社会福祉協議会が協議会の部会の中で活動を行うことはあっても解散することはない。自主防災防犯組織や自治連合会も同じである。ただ各小学校区単位の地域自治協議会の中で自治会がその中心になってほしいという思いはあるが、単位組織の解散という話を出さないようにしていただきたい。民の力が横につながることで、もっと強い力になることを期待しているわけであって、1つになることでそれまでの団体を解散させるという話で

はない。そういったイメージを払拭できるように努力してきたという思いがある。

また、福尾委員がおっしゃった、「協議会についての情報が地域に伝わってきていない」というご意見についてだが、この件は正式にはまだ発表されたものではないので、当然である。(福尾委員がこの審議会の) 委員として関わっているからご存知だけで、市の政策方針として固まったわけではないので出されていないのである。ただ、(福尾委員と同様にこの審議会に関わっている) 梅林委員の地区にアドバンテージがあるということはある。そこは誤解のないようにしていただきたい。

福尾委員 中川副会長がおっしゃったような進んでいる地区があれば、その過程をお聞きしたかっただけである。そういった意味で質問させていただいた。

中川副会長 それはオープンにされた話ではないのである。この場だからお聞きすることができた。私も初めて知った。しかし、「ヨーイ、ドン」をしてもすぐに伝わるどころ、なかなか伝わらないところ、と地区によって差があるのは仕方がない。それは不公平ということではない。

澤井会長 今は各地区での議論はまだ始まってない。それは条例案ができてからのことで、各団体での議論もまだない。どのような議論をすべきかということも決まっていない。

梅林委員 今はまだ自治連合会が進めているだけで、(市も) 庁内検討委員会を立ち上がったばかりである。市の組織に横串を刺すような段階まで進んでいない。教育委員会など、どの部署でも協議会についての検討がされている、というくらいにならなければならない。協議会について、各課からその所管する団体への周知も必要である。でも今はまだその段階ではない。私としてはこれから我々と議論しながら進めていただこうという思いである。本当にこれからの話である。

今西部長 おそらく、先ほどの(梅林委員の)「いつでも立ち上げられるという地区がいくつかある」という言葉で、(地区により) 差があるというイメージを持たれたのかもしれない。いつでも立ち上げられるというのは、常日頃から他の団体との横のつながりがあるという意味で、その地区の住民が皆、地域自治協議会を意識されているというわけではない。(大安寺西地区の場合、) 川辺のまちづくり協議会を通じて、自治連合会だけでなくその他の団体も含めて過去何年来、情報共有ができてきているという状況である。そのような地区の場合、この話が出れば情報は早く広まるという意味である。(一方で、) 自治連合会や自主防災防犯組織など各団体が活動していても横のつながりがあまりないという地区もあるので、そういった地区の場合、この

	話がなかなか広まらないということである。1つの地区だけが議論が活発になって、今すぐできるという意味ではない。その点については誤解のないようお願いしたい。
梅林委員	おっしゃった通りである。
澤井会長	私が聞いている話では、地区社協が中心になっている地区があるが、そこがうまくいかず、自治連合会でも議論がされていないという地区がある。
梅林委員	私の地区もそうだが、自治連合会も社会福祉協議会の一組織として加わっている。
中川副会長	地区によってバラつきがあるということである。
梅林委員	10年経ってもできない地区もあるだろう。しかし、自主防災防犯組織も当初は3、4地区しか立ち上がらなかったが、10年経ってほぼ全地区にできた。時間はかかるが、いずれは（全地区設立できるようにしていこう）という感覚である。（協議会に対する）意識も含めて地区によってかなり差がある。
澤井会長	他にご意見はないか。ないようであれば、今回ご意見いただいた論点を次回の審議会で検討したい。
堀内課長	それでは、次に資料3、4について事務局から説明をお願いしたい。資料3、4について説明させていただく。前年度の審議会において、「地域コミュニティ政策とNPO政策については条例の中に明記すべきである」という結論をいただいた。NPO政策について、他市で採用されている市民提案制度の事例を資料3に列記している。また、資料4は市民公益活動における財政支援の面、認証、評価について条例で定めている事例を挙げさせていただいた。簡単ではあるが、資料の説明とさせていただく。
室委員	少し話が戻るが、条例の改正についてはこれでOKするというのか。具体的にどう進めるのかについては議論しないのか。また、別の機会にするということか。
中川副会長	政策の進め方までここで審議する必要はあるのか。ここではフレームを作るということではないのか。
室委員	しかし、できたものだけを見て、パチパチパチ（拍手）、で終わる話ではないと思う。
中川副会長	だから、各地域の成熟度に応じての段階があるので、じわじわとやらないと仕方がないというのを先ほど話をさせていただいた。
今西部長	室委員がおっしゃるのは、おそらく今ここに挙がっている条例案について、「このままで良いのか。もっと議論すべきではないか。」ということでは・・・。
室委員	いや、そうではない。

中川副会長 コミュニティ政策（についての検討）をもっと慎重にしようということか。

室委員 いや、この条例案や規則案ができたのを見てこの審議会が終わるのかということである。

中川副会長 今日の話か。まだ（今日議論することは）他にたくさんあると思うが。

澤井会長 私の理解では、この資料は3日前に来たばかりである。今日は説明だけ聞いて、議論は次回からではないか。

中川副会長 室委員がおっしゃることも分からないではないが。

室委員 例えば、中間報告書を受けて、奈良市自治連合会が具体的にどう進めていくのか、あるいは行政も地域担当職員を今後強化していくとか、庁内検討委員会を立ち上げたといったことで終わりなのか。コミュニティ政策を今後このように進めていきますといった答弁もないし、奈良市自治連合会としても、今後このように進めていくといった話し合いがない。

中川副会長 我々は今スタートラインで、それはこれからの話ではないのか。ここで結論は出せないような話である。それともこの場で行政に今後の方針について所信表明を出せということか。

室委員 そこまでは言っていない。

今西部長 先ほど梅林委員がおっしゃったように、今は協働のまちづくり推進庁内検討委員会が立ち上がったところであり、（行政として）支援の仕方や方針についてこれから議論していく。ただ条文をある程度確定していく中で、どのような文言に整理をするのか（審議会でも）並行して議論していただく必要がある。本日お示ししたこの資料をご覧いただいて、「はい、終了」と言って結論が出るとは思っていない。次回以降の審議会でも議論をしていただき、ある程度のフレームを決めて、その中で最終的に市としての方針を出していこうと考えている。今日は時間的にそこまで議論ができないと思うが、そのような進め方をさせていただきたい。

室委員 友人から「あなたは審議会委員をしているが、市民参画及び協働によるまちづくりが実質的に進んでいるようには全く見えない」と言われたことがあったので、先程の発言をさせていただいた。進め方については次回以降ということだが、市民提案制度も具体的にどうやっていくかということもある。単に制度を作るだけではなく実質化していく努力については、行政にはもちろんのこと我々審議会にも責務がある。

辻中委員 私もぼうっとしている間に資料3に移ってしまったので、先ほどの資料2—2の「地域自治協議会の設置に関する規則（案）」で確認し

たい箇所がある。第8条で「市長は、次の各号に掲げる場合には、速やかにその旨を告示しなければならない」とあるが、告示の方法をどのようにするのか具体的に教えていただきたい。

また、資料2-3の「地域自治協議会の支援に関する規則（案）」の第4条で「市長は、第2条第2号の規定に基づき、協議会活動に関する情報の収集及び共有に努めなければならない」とあるが、これは「市」ではなく「市長」で良いのかという点が気になった。

それから、基本的なことであるが、地域自治協議会は一定の範囲の、ここでは小学校区単位の市民が対象になるということだが、全市民を対象にしているとすれば、実際にどのように取り込んでいくのかということがイメージできない。例えば自治会にもPTAにもどこにも属していない人がたくさんいると思われるが、そういった人をどう取り込むのか、その方法を教えていただきたい。

澤野井参事 中間報告書の内容であって、（最終決定事項ではない。）協議会の申請後第2条の（各号の）認定するための条件に適合すると市が認めた場合に、公共的団体であるということを広く世間に知らしめるという意味合いである。なお告示の具体的な方法についてはまだこれから（の検討事項）である。

今西部長 これが最終決定ではないので、条文も含めてこのことについても審議会の中で、次回以降議論していただきたいという（事務局からの）投げかけである。

澤井会長 全住民を対象にしたものにはすべきだが、できないということである。代表者の選挙というのが1つだが、もう1つは公的な認定。だから公的認定の手続きを入れている。やはり全員は無理だろうし、それでは前に進まない。認定の中身をどうするかは議論をしないとイケない。

中川副会長 「告示」というのは法律用語で、市役所の前の告示板に貼り出すことである。当事者に郵送で送るサービスをしているところもあるが、貼り出すだけでOK、という行政行為である。

次に、規則の主体が「市」でなく「市長」である理由は、規則は市長が定めるものであるから、「市は」とした場合、議会も拘束することになるので違反になる。条例の場合、「市は」とできる。

それから澤井会長からご説明いただいたが、地域自治協議会は全住民を構成員という前提に立っているが、全住民を把握するかどうかは別問題となる。参加するしないはその住民の主体による。しかし参加しないことで不利益な扱いはしないという規定は必要である。

次に、団体をもって構成するという文言についてだが、市民も団体に入っているの、執行部は団体で構成されるが、サービス対象は

全住民という意味である。自治会費のような世帯別会費方式とはずれてくるので、会費は取らないというのが一般論である。

渡邊委員

梅林委員にお伺いしたい。この中間報告書にも挙げていただいているが、市民参画及び協働によるまちづくり条例の中に、「協議会が設置できる」と書いてある。そこでこの審議会が何らかの形で関わられるような、例えば審査であるとか、そういったことを文言に入れていただきたいという要望がある。例えば、「地域自治協議会の支援に関する規則（案）」の第6条を「この規則に定めるもののほか、協議会の支援に必要な事項は、『審議会の審議の上、』市長が定める」とか、「地域自治協議会の設置に関する規則（案）」の第4条を「市長は、協議会より第2条の規定による申請があったときは、その内容を『審議会の』審査のうえ」といった形である。協議会を作れるよう我々が条例を改正するのであるから、それがないと我々の意味がない。いかがか。

今西部長

市長に報告書等が出されたら、市長はこの審議会に必ず諮問される。それを前提としているので、あえて文言は入れていない。また、認定の部分の審査についても、どこで審査するかはまだ決まっていないので書かれていないということである。

渡邊委員

もちろん（連合会の）中間報告書（の内容）であるので、その中に入っている、入っていないというわけではない。条例の中に地域自治協議会が書かれるようになり、いざ（交付金等）市の予算を執行するという事になった際に、それを握っているのは市長であるわけだが、何らかの審議を経た上で（予算を執行する）というのが、この文言ではちょっとわかりにくいので、その点についてご検討いただけないか、というお願いである。

今西部長

認定の審査について、別に（審査の）組織を設けるか、あるいはこの審議会でするのかは、別の段階で出てくると思われるので、あえてまだ書かれていないということである。

渡邊委員

それから、資料の2-1の第5項に「市が行っている事務事業の一部を地域自治協議会に委ねることができる」とあるが、事務だけで良いのか。もっと幅広くやっていただきたいのに事務処理だけになってしまいそうだが、そこはいかがか。

中川副会長

事務事業というのは行政用語で役所のやっているすべての仕事ということの意味する。

今西部長

このような（書類作成などの）事務だけを指すわけではない。

中川副会長

事務事業とは戸籍謄本の交付や課税証明の代理発行、公共施設の指定管理など、様々ある。

今西部長

（市が行っている事務事業の）全部は（委任）できないので「一部」

と書いてある。

梅林委員

「全部」だったら奈良市役所は要らないことになる。

中川副会長

法制の担当部署と協議したと先程（堀内課長が）おっしゃっていた。その結果としてこの書きぶりになっている。

澤井会長

詳細については、条例の逐条解説に記せば良い。

渡邊委員

了解した。進めていただきたいが、条例に書き過ぎても駄目だし、書かなさすぎても困るということである。

中川副会長

先ほど、資料3-1の説明を受けたが、これを参考にして、今日の議論の到達すべきところはどこなのか。NPOに対する支援についても地域コミュニティに対する支援と並べて条例に書くべきではないかという前回の提案があったが、それを反映する上で、この資料はどう読み取れば良いのか。資料3-2と資料4の資料の扱いがどう違うのかがわからない。資料3-2はNPO政策の条例がこれだけある、資料4は条例の文言であるということはわかるのだが、どのように読み取れば良いのかがわからない。

今西部長

資料4については、条文をそのまま詳細に書かせていただいたということだと思う。資料3-2はその条例の中で、その条例に基づきこういった施策をされているということの特筆的に書かせていただいている。また、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の中に条文として入れるのなら資料4の条例文言を参考にして、奈良らしい条文をどこかに入れるのか、入れないのか。また今の条例の中では、市民提案制度について簡単に記しておき、詳細については別に規則で定めるのかということだと思う。その参考資料として出させていただいている。

中川副会長

それではよろしいか。ここで確認をお願いしたい。地域自治協議会の設立支援や実施段階での支援について、条例の中に入れるということは確認済みということで良いか。これは前回にも（審議会としての）方向性を確認済みである。そうでないとNPO支援だけになってしまい、コミュニティの支援から外れてしまう。これは確認済みということでよろしいか。

全員

－異議なし－

中川副会長

次に、NPO支援についても、先進的な自治体の事例が出されているが、単にNPO団体の公費補助といった市民公益活動助成だけではなく、市民側からの提案制度を入れるかどうか、反対に行政からもこういった事業を受けてくれるような団体はないかという逆提案型制度の合計3点についての改正の是非を今日ご審議いただきたい。コミュニティについて追加することは確認済みで、NPOからの提案制度、行政からの提案制度（についてこれから審議する）。現

在はNPOへの支援制度というのはあるのか。

今西部長

それは特にないが、NPOから何かこういう事業をするので補助金をくださいという申請があって、担当課が出している場合はある。しかし、「こういった提案をしてくれたらこういう補助金があります」というような、NPO全体に対する支援制度は今のところない。

中川副会長

そうすると、NPOへの支援制度を整備して一本化していくほうが市民からはわかりやすい。いちいち担当課が違っていたら窓口が違うから混乱する。その方向で条例上一本化していくのが良い。市民からの協働事業提案(制度)、市民団体の活動への公的補助の一本化、行政からの逆提案制度。これら3点について大筋の方向性を(審議会で)確認できたら、この資料が生きてくるというものである。私はそれをお聞きしたかった。以上で確認できたということで良いか。

全員

—異議なし—

中川副会長

それでは、あとは文言整理をどうするかだけである。スタイルとしては豊中市型、もしくは西宮市型、この2つが新たに(候補に)入ってくる。そして助成金制度については、窓口がそれぞればらけているのをできるだけ一本化するというのを、条例に盛り込むということで良いか。

何度も言うが、大きく分けて論点は2つあった。1つは、地域自治協議会の結成に向けての支援を新たに条文化すること。もう1つはNPO側からの提案の制度化と、行政側からの逆提案制度、そしてNPO助成金の窓口について基金の活用化と合わせた一本化、NPO支援については以上3つの方向で条文を整理する。

今西部長

ただ、その基金はNPOだけが使えるだけではなくて、地域自治協議会も使えるということにしないとイケない。

市民参画及び協働によるまちづくり基金については、制定当初は毎年予算の範囲内で何百万円ずつ積み立てていく予定だったが、市長の交代があったので結果的に積み立てられていない。

また、ふるさと納税という制度も創設されたが、まちづくり基金との兼ね合いについてどうするのかという議論もされていない。ふるさと納税(で集まった寄附金)をまちづくり基金に入れることが可能であれば、市民の活動に期待してふるさと納税をしていただいたお金に加えて、市からもいくらか予算を入れて、その分を確保していくように使えていけたらと考えている。

室委員

基金については、できるだけ積み立てられるように(制度設計を)お願いしたい。市民企画事業については現在募集がされていないが、(市民提案制度が)行政からも市民側からも双方から提案できるようなものであれば良いと思う。

中川副会長 今西部長がおっしゃったように、基金についてはふるさと納税をうまく活用すれば、市長や議会に関係なく、動き出す可能性がある。ここにおられる委員で奈良市民の方は、奈良市に市民税を納めていて、かつ、ふるさと納税を（奈良市に）するのは指定寄附と一緒にある。そうすると嫌でもそのお金は基金に入り、好きに使ってくださいということになる。しかも税金は納めた分は翌年控除される。ここだけの話だが、奈良県に納める県民税が奈良市の市民税に移行するのであり、ある意味、県と市の競争である。奈良市民であっても奈良市にふるさと納税をすれば、たったの2,000円損するだけで自分の税金を奈良市に好きなように使ってもらうことができる。

神戸市でも、地域活動推進委員会のメンバー全員が団結してふるさと納税をする運動をしたことがある。その結果100万円近い金が集まって、それがひとつの突破口になって動き始めたということがある。私は豊中市民だが、2,000円の手数料で自分のわがままを通すことができる。損するのは2,000円だけである。

室委員 補足させていただくと、ふるさと納税は良い制度だと思うが、自治体によってはふるさとの観光PRになっているから良いという意味で、納税した方に美味しい食べ物などを贈っているところもある。しかし、肝心のところに（そのお金が）使われていないという状況であり、本来はより良い制度に（そのお金を）充てるべきである。奈良市が大したものを与えないということもあるが。

中川委員 地域自治協議会は概ね小学校区単位（で今検討されているところ）であるが、地域には中学校区単位で地域教育協議会が組織されており、その会長も連合会長が兼任されているところが多い。会の名前も似ているし、学校との関わりとして共通の部分が出てくると思われる。内容的には似ているのか、全然違うものなのか。どういう位置づけなのかがわからない。

中川副会長 地域教育協議会は文科省推薦の制度で、作らないといけないものではないが多くの学校で取り組まれている。ここでいう地域自治協議会は奈良市独自の制度である。教育面で見ると、同じような構成団体になることが想像できるが、逆に地域教育協議会がしっかりしているのなら、（地域自治協議会設立に必要な）地盤ができていうことである。福祉の強い地域、教育の強い地域、自治会の強い地域、それら（地区の特徴）はすべて資源と考え、お互いが邪魔になるとか縄張り争いになるとかという発想はできるだけしないほうが良い。あるものは使おうということである。多くの自治体でよく出される質問であるが、どうしたら良いかと聞かれたら、一緒に仲良

- くしまししょうということである。
- 澤井会長 地域教育協議会から地域自治協議会へ参画してもらおうということだ
と思う。
- 中川委員 自治連合会長が自動的に地域教育協議会の会長になるケースが多い
ということ最近知った。(会長が同じなので、2つの団体が) かぶ
る部分があると思う。
- 梅林委員 名称だけのことかと思う。地域自治協議会という名称になぜなった
のかというと、最初は「まちづくり推進協議会」という名前にしよ
うとしていたが、どこに行っても「まちづくり」とつく組織がある
のでこうなった経緯がある。
また、今(中川委員が) おっしゃったように、自治連合会長は充て
職が非常に多い。
- 中川副会長 もう1つ(申し上げたい)。今議論している地域自治協議会は、教育
だけでなく、福祉から文化、環境、保健、医療、都市計画、上下水
道など(地域に関する)すべての分野が対象で、地域教育協議会は
教育だけがテーマである。それ以外のテーマについては(他の団体
に)協力してくださいとお願いするしかない。
- 中川委員 防災や福祉、子どもの教育といっても幅広く、かぶってくる部分も
あると思う。でもそれが悪いとか言っているのではない。
- 中川副会長 かぶるけれども自らでは執行できないということである。例えば、
(地域教育協議会が) 防災教育をするので、防災委員会に協力して
くださいと言うことはあっても、地域教育協議会自身が防災訓練を
することはない。それは手足がないからで、多くの地域がそうであ
る。国は省庁ごとに協議会を作れ、福祉コミュニティを作れなど
と言うが、(地域では組織された団体同士) 縄張り争いになって結局は
地域に迷惑をかけている。それを一本化しようということだ。
- 中川委員 (地域自治協議会が設立されたら) 自治連合会長が協議会の会長に
なりそうである。もちろん、そう決まっているわけではないが、そ
の可能性は大きいと思う。
- 中川副会長 それは人望が必要なことから仕方がない。ひとたび連合会長になっ
て、役職を10も20も兼ねるなど普通の人間では耐えられない。
(しかし、現実には) そういった異常な状態になっている。そういっ
た状態もこの取り組みによってクリアできるのではないかというこ
とだ。
- 梅林委員 先ほどからのお話のとおり教育部会、福祉部会、環境部会という形
で(部会制をとることが予想される)。例えば、福祉に関しては民生
児童委員に入ってもらおうとか、子ども部会に関しては少年指導委員
やPTAに入ってもらおうとか、環境部会については自治会に入って

もらうとか、そういった形で部会を作っていくって、大きな包括的な組織にする。横串を刺して個々の組織に自覚してもらって、地域を一つにまとめていくことがこれからの課題である。

室委員 地域教育協議会は厳密に言えば千差万別で、地域によっては必ずしも機能していないところもある。また、(活動)分野も(教育に)限定されているし、少子高齢化もあり、理念があっても十分機能していないと思う。

地域自治協議会は本来は少子高齢化など地域の課題を扱う住民自治の組織であり。そのあたりが違うと思う。

中川委員 今おっしゃっているのは地域福祉協議会のことか。私が言っているのは地域教育協議会であり、今も活動されていると思うが。

今西部長 活動はされている。教育というカテゴリーの中で活動されているから重なるところはあると思うが、地域自治協議会は教育だけでなく住民の全ての生活分野に関わるということである。

高塚主幹 中川委員がおっしゃった地域教育協議会は中学校区単位というのが地域自治協議会との大きな違いである。中学校区単位で、幼稚園・小学校・中学校という縦軸と、地域・家庭・学校という横軸を合わせることで、地域の子どもたちを地域で育てていこうというものであり、テーマは教育である。地域住民の教育力や地域コミュニティの力を高めていくことが目的である。中川委員がおっしゃったように、今は22の協議会が力を入れて活動されている。

中川委員 私も最初は地域教育協議会の会長はPTAなど、教育関係の方がなっていると思っていたが、連合会長が充て職でなっている地域が意外に多いことを知ったので、地域自治協議会ができた場合もかぶりそうだなと思った。

伊藤委員 (地域教育協議会は)文科省から下りてきているので、ずっと続くとは思っていない。今後また別のものにも変わるかもしれない。地域でやってくれと(行政から)言われているので、(私の地区では)代表者はやはり連合会長だろうということになっている。

高塚主幹 文科省から下りてきているのは別で、学校運営協議会である。コミュニティスクールという言葉をご存知か。これとは別で、学校支援地域本部という事業が(文科省に)あり、それを奈良市バージョンでしているのが地域教育協議会の「地域で決める学校予算事業」であり、今年で5年目になる。

中川副会長 この議論も意味があるとは思っているのだが、もうそろそろ整理しないといけない。

(行政から働きかけて)地域に組織を乱立させ、教育系の団体をたくさん作らせてきて、そのすべてを自治連合会に任せているという

現状から脱皮しましょうという制度（が地域自治協議会）である。今ある組織はどうなるのかという話ではなくて、もちろん組織をつぶせとは言わないが、このままの状況でこの先もずっとやっていけるのかということを考えてほしい。なおかつ自治会が中心にならざるをえない部分も認めていきましょうということである。でも自治会だけではできないので、必要条件ではなく十分条件として整理していく。そのためには基本的なところを理解してほしい。そうしないと、自分の団体はどうなるのか、といった話の繰り返しになる。もうそういうことがないようにしてほしい。そういった（既存の）ものを温存した上でやるということで、じわっとスライドしていく取り組みである。

また、行政にお願いしたいのが、協議会ができると各部局が（協議会を通さずに）勝手に自治連合会等に依頼をしたり、教育委員会が勝手に組織を動かそうとしたりする。こういった（行政から地域への働きかけの経路について）一度、整理しないといけない。でないと（地域は）仕事が増えていくばかりである。今のうちにお伝えしておく。

また、地区自治連合会と地域自治協議会のどちらが偉いという話にも必ずなる。もうこういった議論はそろそろ終わりにしたい。

梅林委員

地域に対する市の窓口をはっきりさせてほしいということは今も申し出ている。

中川副会長

大変申し訳ないが、ここで時間切れとなったので中座させていただく。

－中川副会長退室－

澤井会長

もうひとつ気になっているのはお金の問題である。

高塚主幹

地域教育協議会の予算については文科省と市の予算を合わせて約8,000万円を各中学校区に分配する。中学校区の規模によって増減はある。子どもの数なども考慮している。

澤井会長

地域自治協議会の支援の1つに交付金があるが、その原資は何か。

今西部長

交付金の原資については、今は市単独の予算である。

澤井会長

各団体に各所管課から出されている補助金はいくらくらいか。

澤野井参事

それについては以前調査した結果があるので、またメールで送付させていただきます。

澤井会長

メールで良い。

今西部長

その団体が独自にされている活動や事業に対しては補助金を減らす必要はない。地域自治協議会の中でその団体がどう関わるかである。プラスアルファで何かをされることがあるなら、それを考慮した上で交付金を積み上げていかないといけない。今までやっていた活動

をやめて協議会主体で行うというのなら、補助金もスライドしていく可能性があるかと思われる。今している事業の主体が地域自治協議会になったからといって、これまでその団体に出されていた補助金がなくなるということではない。今の各種団体の活動が、地域自治協議会がつくる地域自治計画の中にどのように盛り込まれていくのか、そのあたりが明確になった時点で交付金の精査をしていかないといけないと思う。現時点では、地域自治協議会に地域自治計画というものを出示してもらおうと考えている。その計画がどのようなものか、どこまでの精度を求めるのかなどの議論は必要ではある。また、年間計画なのか、2～3年という中長期的ビジョンなのかという議論も必要となってくる。

地域自治協議会で、こういったイベントや事業をするのか、また市のこういった事務事業を担えるのか、地区内のどれだけの団体に関わるのか、というような具体的な話があって、それに対して市でも議論していくことになるというイメージを持っている。

辻中委員 そうすると、今、国の補助でしている事業については、地域自治協議会としてはやらない方が、どちらにとってもメリットになるということにならないのか。

今西部長 その事業が地域自治協議会の中で必ずやらないといけないものなのか、単独の団体の活動としてやるべきものなのかで分かれてくる。

辻中委員 それは誰が決めるのか。

梅林委員 地域の団体で決めるということである。

辻中委員 別でやった方が国からの補助も下りるし、どちらにとっても資金的にはプラスになると思われるが。

梅林委員 だから私が言いたいのはそこである。国にしろ、県にしろ、市にしろ、あちこちから補助金をもらうのは非効率と考えるべきである。子育て支援についても（市の各部署から地域の団体に）3つも4つも補助金が出ている。そういったものを市内でまとめて1つにしていけばいい。だからこの地区には100万、ここには50万など地域によって金額がバラバラであるのを、その地区で議論して変えていく。本来100万円もらえるところが10万円のできるのではないかなどという議論を我々でやって、しっかり行政に言っていくくらいでないといけない。こういった交付金等の整理をすることで、かかっていた予算を今よりも少なくすることができるかもしれない。

また、数年前に住民監査請求がされたことがあったが、ある地区自治連合会では交付金を積み立てていた（ことがわかった）。精力的に活動をしない連合会に交付金を出す必要はないと私は思う。私の地

区は活動を活発にしているのですが、現在の交付金の額では足りない。要るべきところにつき込んでいくという形に変えていかないといけない。一律に出すのではなく必要などころに必要なだけ支援をしていくというように、制度を変えていかないといけない。

澤井会長

他に質問はあるか。

－意見なし－

澤井会長
堀内課長

それでは続いて、その他連絡事項を事務局からお願いしたい。お手元に配布させていただいている、参考資料をご覧ください。今年4月28日に市役所でも横断的に協働のまちづくりについて総合的かつ効果的に推進を図るため、副市長をトップとした全庁議メンバーによる「奈良市協働のまちづくり推進庁内検討委員会」を設置したところである。この委員会を組織したことにより、地域からの課題をその解決に向け市役所内で共有する体制が整ったことを報告させていただく。

次に市民参画及び協働によるまちづくり推進計画について、平成25年度事業評価は、現在、決算額を各課において記入していただいている。まとめ次第、委員の皆様にもメールで送付させていただくので、ご確認をお願いしたい。なお、平成26年度実施計画は、先日各課からの取りまとめを終えたので、本日配布させていただいているのでよろしくをお願いしたい。

次に、今後のスケジュールについてであるが、パブリックコメント等の関係もあって今後は毎月1回の予定で開催させていただきたいと考えているので、よろしくをお願いしたい。

今後の予定	第2回は、平成26年6月26日（木）10時から 第3回は、平成26年7月15日（火）10時から
資 料	<p>【資料1】 審議会スケジュール</p> <p>【資料2-1】 条例の改正について</p> <p>【資料2-2】 地域自治協議会の設置に関する規則（案）</p> <p>【資料2-3】 地域自治協議会の支援に関する規則（案）</p> <p>【資料3-1】 市民提案制度一覧</p> <p>【資料3-2】 NPO政策 他自治体条例一覧</p> <p>【資料4】 他自治体の条例文言</p>